

分析結果報告書

2019年04月23日発行

環境サービス株式会社 殿

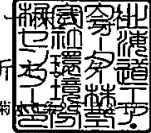
2019年04月08日(09:00)付 採取 試料についての分析結果を、下記の通り御報告いたします。

施設名
第V期最終処分場

北海道エア・ウォーター

環境分析

〒003-0805 北海道札幌市白石区菊



試料名
地下水

採取場所
上流

記

分析項目	単位	分析結果	基準(参考)
水素イオン濃度(pH)	—	6.1(15.4℃)	—
カドミウム	mg/L	0.0003未満	0.003以下
全シアン	mg/L	検出されず(0.1未満)	検出されないこと
鉛	mg/L	0.001未満	0.01以下
六価クロム	mg/L	0.005未満	0.05以下
砒素	mg/L	0.002未満	0.01以下
総水銀	mg/L	0.0005未満	0.0005以下
アルキル水銀	mg/L	検出されず(0.0005未満)	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	検出されず(0.0005未満)	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.02以下
四塩化炭素	mg/L	0.0005未満	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004未満	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002未満	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001未満	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006未満	0.006以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01以下
備考			
※1 基準は「昭和52年3月14日 総理府・厚生省令第1号 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に 係る技術上の基準を定める省令」によります。			
※2 各項目の試験方法については別紙「濃度計量証明書」をご参照ください。			
※3 表中の「検出されず」とは環境大臣が定める方法において試験結果がその定量限界を下回ることを示しております。 「～未満」とは、その数値が報告下限値であることを示します。			

記

分析項目	単位	分析結果	基準(参考)
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005未満 ✓	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002未満 ✓	0.002以下
チウラム	mg/L	0.0006未満 ✓	0.006以下
シマジン	mg/L	0.0003未満 ✓	0.003以下
チオベンカルブ	mg/L	0.002未満 ✓	0.02以下
ベンゼン	mg/L	0.001未満 ✓	0.01以下
セレン	mg/L	0.002未満 ✓	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.7 ✓	10以下
ふっ素	mg/L	0.08未満 ✓	0.8以下
ほう素	mg/L	0.02 ✓	1以下
塩化物イオン	mg/L	8.3 ✓	—
電気伝導率	mS/m	13 ✓	—
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満 ✓	0.05以下
クロロエチレン	mg/L	0.0002未満 ✓	0.002以下
		以下余白	
備考			
<p>※1 基準は「昭和52年3月14日 総理府・厚生省令第1号 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」によります。</p> <p>但し、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素は「平成9年3月13日 環境庁告示第10号 地下水の水質汚濁に係る環境基準について」によります。</p> <p>※2 各項目の試験方法については別紙「濃度計量証明書」をご参照ください。</p> <p>「～未満」とは、その数値が報告下限値であることを示します。</p>			

分析結果報告書

2019年04月23日発行

環境サービス株式会社 殿

2019年04月08日(10:55)付 採取 試料についての分析結果を、下記の通り御報告いたします。

施設名
第V期最終処分場

北海道エア・ウォーター

試料名
地下水

環境分析

〒003-0805 北海道札幌市白石区

採取場所
下流



記

分析項目	単位	分析結果	基準(参考)
水素イオン濃度(pH)	—	5.9(15.4℃)	—
カドミウム	mg/L	0.0003未満	0.003以下
全シアン	mg/L	検出されず(0.1未満)	検出されないこと
鉛	mg/L	0.006	0.01以下
六価クロム	mg/L	0.005未満	0.05以下
砒素	mg/L	0.002未満	0.01以下
総水銀	mg/L	0.0005未満	0.0005以下
アルキル水銀	mg/L	検出されず(0.0005未満)	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	検出されず(0.0005未満)	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.02以下
四塩化炭素	mg/L	0.0005未満	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004未満	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002未満	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001未満	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006未満	0.006以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01以下
備考			
※1 基準は「昭和52年3月14日 総理府・厚生省令第1号 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に 係る技術上の基準を定める省令」によります。			
※2 各項目の試験方法については別紙「濃度計量証明書」をご参照ください。			
※3 表中の「検出されず」とは環境大臣が定める方法において試験結果がその定量限界を下回ることを示しております。 「～未満」とは、その数値が報告下限値であることを示します。			

記

分析項目	単位	分析結果	基準(参考)
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005未満 ✓	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002未満 ✓	0.002以下
チウラム	mg/L	0.0006未満 ✓	0.006以下
シマジン	mg/L	0.0003未満 ✓	0.003以下
チオベンカルブ	mg/L	0.002未満 ✓	0.02以下
ベンゼン	mg/L	0.001未満 ✓	0.01以下
セレン	mg/L	0.002未満 ✓	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.5未満 ✓	10以下
ふっ素	mg/L	0.11 ✓	0.8以下
ほう素	mg/L	0.02 ✓	1以下
塩化物イオン	mg/L	7.4 ✓	—
電気伝導率	mS/m	17 ✓	—
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満 ✓	0.05以下
クロロエチレン	mg/L	0.0002未満 ✓	0.002以下
		以下余白	
<p>備考</p> <p>※1 基準は「昭和52年3月14日 総理府・厚生省令第1号 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」によります。</p> <p>但し、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素は「平成9年3月13日 環境庁告示第10号 地下水の水質汚濁に係る環境基準について」によります。</p> <p>※2 各項目の試験方法については別紙「濃度計量証明書」をご参照ください。</p> <p>「～未満」とは、その数値が報告下限値であることを示します。</p>			

分析結果報告書

2019年04月23日発行

環境サービス株式会社 殿

2019年04月08日(09:10)付 採取 試料についての分析結果を、下記の通り御報告いたします。

施設名
第V期最終処分場

北海道エア・ウォーター



試料名
放流水

環境分析

〒003-0805 北海道札幌市白石区

採取場所
放流口

記

分析項目	単位	分析結果	基準(参考)
水素イオン濃度(pH)	—	7.2(15.8℃)	5.8以上8.6以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	2.8	60以下(20以下)
化学的酸素要求量(CODMn)	mg/L	14	90以下
浮遊物質(SS)	mg/L	1未満	60以下(10以下)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/L	0.5未満	5以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	mg/L	0.5未満	30以下
フェノール類含有量	mg/L	0.5未満	5以下
銅含有量	mg/L	0.1未満	3以下
亜鉛含有量	mg/L	0.1未満	2以下
溶解性鉄含有量	mg/L	0.1未満	10以下
溶解性マンガン含有量	mg/L	0.3	10以下
クロム含有量	mg/L	0.05未満	2以下
大腸菌群数	個/cm ³	検出されず	3000以下
窒素含有量	mg/L	15	120以下 (日間平均60)
燐含有量	mg/L	0.05未満	16以下 (日間平均8)
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.03以下
シアン化合物	mg/L	0.1未満	1以下

備考

※1 基準は「昭和52年3月14 総理府・厚生省令第1号 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に
係る技術上の基準を定める省令」によります。

※2 各項目の試験方法については別紙「濃度計量証明書」をご参照ください。

「～未満」とは、その数値が報告下限値であることを示します。

記

分析項目	単位	分析結果	基準(参考)
有機燐化合物	mg/L	0.1未満✓	1以下
鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満✓	0.1以下
六価クロム化合物	mg/L	0.05未満✓	0.5以下
砒素及びその化合物	mg/L	0.01未満✓	0.1以下
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/L	0.0005未満✓	0.005以下
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されず(0.0005未満)✓	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	0.0005未満✓	0.003以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.01未満✓	0.1以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.005未満✓	0.1以下
ジクロロメタン	mg/L	0.02未満✓	0.2以下
四塩化炭素	mg/L	0.002未満✓	0.02以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004未満✓	0.04以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02未満✓	1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04未満✓	0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.03未満✓	3以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006未満✓	0.06以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002未満✓	0.02以下
チウラム	mg/L	0.006未満✓	0.06以下
シマジン	mg/L	0.003未満✓	0.03以下
チオベンカルブ	mg/L	0.02未満✓	0.2以下
ベンゼン	mg/L	0.01未満✓	0.1以下
セレン及びその化合物	mg/L	0.01未満✓	0.1以下
ほう素及びその化合物	mg/L	3.1✓	50以下
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.8未満✓	15以下
※アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	8✓	200以下
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05未満✓	0.5以下
<p>備考</p> <p>※1 基準は「昭和52年3月14 総理府・厚生省令第1号 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に 係る技術上の基準を定める省令」によります。</p> <p>※2 各項目の試験方法については別紙「濃度計量証明書」をご参照ください。</p> <p>※3 表中の「検出されず」とは環境大臣が定める方法において試験結果がその定量限界を下回ることを示しております。 「～未満」とは、その数値が報告下限値であることを示します。</p>			